

障害者総合支援法 短期入所を利用される皆様へのご案内

① 保険給付の自己負担額（1日当たり）

1. ご契約者の障害程度区分とサービス利用料金（基本料金）	区分1 2 <u>5181円</u>	区分3 <u>5934円</u>	区分4 <u>6596円</u>	区分5 <u>7981円</u>	区分6 <u>9396円</u>
2. うち、市町村等から給付される金額	<u>4662円</u>	<u>5340円</u>	<u>5936円</u>	<u>7182円</u>	<u>8456円</u>
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	<u>519円</u>	<u>594円</u>	<u>660円</u>	<u>799円</u>	<u>940円</u>
4. 食事に係る標準自己負担額	1445円				
5. 水光熱費に係る標準自己負担額	840円				
6. 自己負担額合計（3+4+5）	2804円	2879円	2945円	3084円	3225円

上記利用料加算内訳

（日額）短期利用加算：31円 栄養士配置加算：23円 送迎加算：190円

食事提供体制加算（低所得者対象）：49円

その他 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（保険給付の自己負担額に14%を乗じた負担割合分）が必要になります。

個別の状況に応じて、上記とは異なる利用料となる場合があります。

短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

介護給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

② 食費・光熱水費（全額自己負担）

1. 食費 日額標準自己負担額：1445円

（朝食：397円 昼食：524円 夕食：524円）

ただし、食事提供体制加算対象者（低所得者）に対しては、食材料費として700円/日 となります。

（朝食：200円 昼食：250円 夕食：250円）

2. 光熱水費：840円

③ その他諸費用（全額自己負担）

1. 理美容 1回当たり：実費

2. 複写物 1枚につき：10円（介護サービス利用に関するもの以外の私的な利用時）

3. レクリエーションなど個人希望の材料費 材料代実費

4. その他日常生活上必要となる諸費用 実費